

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
 - 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(四件) (農林水産経営支援課) 一
 - 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
 - 県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村整備課) 三
 - 保安林の指定の予定 (森林整備課) 三
 - 保安林の指定の解除 (同) 三
 - 保安林の指定の予定(四件) (同) 三
 - 道路の区域変更 (道路課) 五
 - 道路の供用開始 (同) 五
 - 鳴瀬川水系河川整備計画(知事管理区間)の変更の公表 (河川課) 五
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可 (都市計画課) 五
 - 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 六
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (情報システム課) 七
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 七
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更 (同) 七
 - 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 八

告 示

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 八
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 一〇
- 公安委員会 公安委員会 一〇
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 一一

○宮城県告示第九百九十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇九一五〇四六	太陽の子 多賀城多賀城市中央二丁目ビル二階 星テナント	放課後等デイサービス	東北福祉ビジネス株式会社	平成二十八年十二月一日

○宮城県告示第九百九十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十三加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業災害補償加入区の設定)で告示された宮城県漁業協	平成二十八年十一月二十八日	石巻市雄勝町雄勝字唐桑二十二近藤博 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑二十六渡邊新太郎	漁業災害補償(昭和三十九年政令第三十九号)第三号(第九十八号)第四号に規定するはたて貝養殖業	二人

同組合の雄勝町雄勝支所のうち伊勢知、船戸、神明及び唐桑の区域				
--------------------------------	--	--	--	--

○宮城県告示第九百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第九百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち雄勝及び分水浜の区域	平成二十八年十一月二十八日	石巻市雄勝町水浜字水浜六十、五、鈴木 晃喜、石巻市雄勝町分水浜字分大槻 浩一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十八号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	四人

○宮城県告示第十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第一	平成十九年宮	平成二十八年	石巻市雄勝町水浜字小	漁業災害補償	三人

九十六加入区	城島告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち雄勝及び浪板の区域	平成二十八年十一月二十八日	砂金、弘樹、石巻市雄勝町水浜字小、秋山 達弘	法施行令（昭和三十九年政令第二百九十八号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	
--------	---	---------------	------------------------	---	--

○宮城県告示第十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第九百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝町雄勝支所のうち雄勝及び分水浜の区域	平成二十八年十一月二十八日	石巻市雄勝町大浜字大浜一、四十二、阿部 悦朗、石巻市雄勝町大浜字大阿部 憲一	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十八号）第十八条の四に規定するほたて貝養殖業	五人

○宮城県告示第十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ1ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

涌谷町

五 発生年月日

平成二十八年十一月二十五日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第千三三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十

三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区について樹立する換地計画に関し、

次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地積を特に減じて換地を定める土地

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²	特に減ずる地積 m ²
岩沼市	早股	新長者森	三三三一一	田	田	一九八	一四二

○宮城県告示第千四四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定をする予定である。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字板橋一七六の二、一七六の四、一七六の七から一七六の九まで

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四三の一・二四三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四三の一三、二四三の二四、二四三の三七

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

二 1 解除に係る保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四三の三・二

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字中山日向二六の四（次の図に示す部分に限る。）、二六の七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

中山日向二六の四（次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢虚空蔵三の一、四の一、五の一、五の九、五〇の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市岩出山南沢字鳥屋山一の一、六の一から六の四まで、六の六、七の一、七の二三、七の二四、七の三三、七の三四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（二） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月九日

保安林子定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町歌津字板橋一七六の四地先・一七六の七地先・一七六の八地先・一七七地先・一七八地先・一七九の四地先・一七九の五地先・字館浜二〇地先(以上八筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川佐沼線

三 道路の区域

変更の区間

変更の前後 (敷地の幅員)(敷地の延長)

大崎市古川北町四丁目二番二地先から同市古川江合寿町一番地先まで

前	一〇・四	五三・〇
後	一一・八 一七・四	五三・〇

○宮城県告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字長清水一〇三番七地先から同郡同町戸倉字長清水三七番一地先まで	平成二十八年十二月九日

○宮城県告示第十二号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、鳴瀬川水系河川整備計画(知事管理区間)を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁(土木部河川課)、宮城県仙台北土木事務所、宮城県北部土木事務所、宮城県東部土木事務所、宮城県仙台北地方ダム総合事務所及び宮城県大崎地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更について認可した。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月五日から平成三十年七月三十一日まで

三 施行地区

名取市増田四丁目二十五番二、二十五番三、二十五番四の一部、二十五番六、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番一、三十四番二、三十五番一、三十五番二の一部、三十六番一、三十九番二、四十六番七、四十八番、四十九番、五十番一、五十番三、五十番四、五十番五、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三の一部、五十一番十四、五十一番十五、五十一番十六、五十一番十八、市道原停車場線の一部、市道停車場田高線の一部及び三・五・百八十七号名取駅閉上線の一部

四 事務所の所在地

名取市増田字柳田五百七十番地の二

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月三十日

六 変更の内容

1 事業施行期間の終期を平成三十一年三月三十一日に変更する。

2 施行地区を次のように変更する。

名取市増田四丁目二十五番一、二十五番三、二十五番四、二十五番六、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番一、三十四番二の一部、三十五番一、三十五番四の一部、三十六番一、四十六番七、四十八番、四十九番、五十番一、五十番三、五十番四、五十番五、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三の一部、五十一番十四、五十一番十五、五十一番十六、五十一番十八、市道原停車場線の一部、市道停車場田高線の一部及び三・五・百八十七号名取駅閉上線の一部

七 変更認可の年月日

平成二十八年十二月一日

○宮城県告示第十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年十二月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名

二 退任した者

平成二十八年十一月十九日	平渡 高志	黒川郡大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事
平成二十八年十一月十九日	大畑 洋一	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事
平成二十八年十一月十九日	千坂 寛	黒川郡大和町鶴巢大平字北一ツ山十七番地	理事
平成二十八年十一月十九日	文屋 儀一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事
平成二十八年十一月十九日	瀬戸 啓一	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二番九十番地	理事
平成二十八年十一月十九日	佐藤 徳郎	黒川郡大和町鶴巢鳥屋字町場十一番地	理事
平成二十八年十一月十九日	安海 富士夫	黒川郡大和町落合三ヶ内字昭和百十七番地の三	理事
平成二十八年十一月十九日	石川 誠	黒川郡大和町落合舞野字庚申五十一番地の一	理事
平成二十八年十一月十九日	吉川 正喜	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前六番地	理事
平成二十八年十一月十九日	櫻井 幹夫	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字一本柳九十七番地	監事
平成二十八年十一月十九日	櫻井 憲一	黒川郡大和町落合報恩寺字根柄九番地の二	監事

平成二十八年十一月十八日	平渡 高志	黒川郡大和町鶴巢下草字迫十五番地	理事
平成二十八年十一月十八日	大畑 洋一	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字塚五十二番地	理事
平成二十八年十一月十八日	千坂 寛	黒川郡大和町鶴巢大平字北一ツ山十七番地	理事
平成二十八年十一月十八日	文屋 儀一	黒川郡大和町落合相川字塚越三十六番地の三	理事
平成二十八年十一月十八日	瀬戸 啓一	黒川郡大和町落合松和田字万五郎二番九十番地	理事
平成二十八年十一月十八日	大和田 清一	黒川郡大和町落合三ヶ内字山畑百七十九番地の一	理事
平成二十八年十一月十八日	小川 清一	黒川郡大和町鶴巢鳥屋字猿田三十一番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県情報通信ネットワーク再構築等貸借業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報システム課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年十一月十八日
- 四 落札者の名称及び所在地 みやぎネットワーク企業連合（代表構成員 NEC キャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号）
- 五 落札金額 十一億千九百七十四万四千元（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年十一月四日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

平成二十八年十一月十八日	三 橋 正 勝	黒川郡大和町落合松和田字八幡堂六十七番地の一	理事
平成二十八年十一月十八日	千 葉 榮 一	黒川郡大和町落合報恩寺字上ノ山二十六番地	理事
平成二十八年十一月十八日	櫻 井 幹 夫	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字一本柳九十七番地	監事
平成二十八年十一月十八日	横 橋 榮 一	黒川郡大和町落合松坂字堂ノ前三十番地の九	監事

二 薬局

あおぞら在宅診療所 富谷仙台	富谷市富ヶ丘二二二一三三五	平成二十八年十二月一日
やまと在宅診療所大崎	大崎市古川駅東三一一二一〇一〇一〇	平成二十八年十二月一日
やまと在宅診療所登米	登米市迫町佐沼字下田中二十五	平成二十八年十二月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
-----	-------	-----------

かみ薬局	加美郡色麻町四竈字北河原一四	平成二十八年十二月一日
はぎ調剤薬局	大崎市古川大宮七二二二五	平成二十八年十二月一日
けやき薬局白石店	白石市城南二二二一三	平成二十八年十二月一日
わたのは薬局	石巻市渡波新沼二百八十五二二九九一五	平成二十八年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十八年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院・診療所

名 称	所 在 地
変更前 富谷ファミリーメンタル クリニック	富谷町上桜木二二二一三六
変更後	富谷市上桜木二二二一三六

二 薬局

名 称	所 在 地
-----	-------

| 変更前 | 変更後 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 富谷町成田四一ー十 |
| 富谷町吉台一ー二一ー一三 |
| 富谷町上桜木二一ー一七 |
| 富谷町上桜木二一ー三十三 |
| 富谷町成田四一ー八一九 |
| 富谷町上桜木二一ー三六 |
| 富谷町上桜木二一ー三六 |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 岩沼市押分字与奈十一番七、十一番八
 岩沼市栄町一丁目一番十五ー四百六号
 長倉 良和

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域

（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 気仙沼市赤岩杉ノ沢二十六番一の一部、二十七番二の一部、二十七番五の一部、三十番二の一部、三十一番一の一部、三十一番三、三十一番四、三十四番一、三十四番二の一部、三十四番三の一部、三十五番一、三十五番二の一部、三十六番一、三十七番一の一部、三十七番三の一部、三十八番一の一部、三十八番二の一部、四十番一の一部、四十番三の一部、四十一番二の一部、四十四番一の一部、四十五番一の一部、五十番一の一部、三十五番一地先の水の一部、三十六番一地先の道の一部、三十七番三地先の水の一部、四十番三地先の道の一部
 気仙沼市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年十二月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 亘理郡山元町高瀬字合戦原百番の一部（三工区、四工区）
 山元町
 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十八年十二月九日

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 可搬型IC免許証記載内容確認装置賃貸借 一式

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで
- 4 履行場所 仙台中央警察署ほか二十七か所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十八年十二月二十六日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―七二七一、内線二二三三）
平成二十八年十二月二十六日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年一月十七日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

おいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年一月二十六日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年一月二十七日(金)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六〇一会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of Portable Verification Device for Registration Content of IC Driving License - 1 set

2 Duration of Contract : February March 1, 2017 to February 31, 2022

3 Place of implementation : 28 places including Sendai Chuo Police Station

4 Bid Deadline : January 26, 2016, 5 : 00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年十二月九日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成二十八年十二月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 傍聴者の定員 十二人

四 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

五 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第170号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成28年12月9日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車免許を除く）に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成29年1月16日から 平成29年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成27年、28年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	平成29年1月16日から 平成29年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成28年12月9日（金）から平成28年12月22日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成28年12月9日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221・222）